（債権を譲り受けた者への規制に関する技術的読替え）

第十三条　法第九十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十七条第三号	種別及び内容	内容
第八十五条第三項	付することを内容とする特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくは	受領し、又は
第八十八条	カジノ事業者等	譲受者等
第八十八条第二項第一号	カジノ事業者	当該特定資金貸付契約に係るカジノ事業者及び当該債権を譲り受けた者
第八十八条第二項第三号	年月日	年月日及び当該特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた年月日
第八十八条第二項第四号	金額	金額及び譲り受けた債権の金額

（契約を締結してはならない相手方の要件に係る罪）

第十四条　法第九十四条第二号ハの政令で定める罪は、第八条第一項に規定する罪（法人にあっては、同条第二項に規定する罪）とする。

（外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設）

第十五条　法第百六条第二項第一号の政令で定める施設は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業の用に供される空港内の旅客ターミナル施設又は海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の四第一項に規定する対外旅客定期航路事業若しくは本邦の港と本邦以外の地域の港との間における人の運送をする同法第二条第六項に規定する不定期航路事業の用に供される港湾内の旅客施設（これらの施設のうち、外国人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手続を完了するまで滞在することができる部分に限る。）とする。

一　出入国管理及び難民認定法第三条第一項第二号に規定する上陸の許可等

二　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可

（届出の対象となる取引）

第十六条　法第百九条第一項の政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　チップの交付若しくは付与又は受領をする取引

二　法第二条第八項第二号ロに規定する特定資金受入業務に係る金銭の受入れ若しくは払戻し、特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替

三　カジノ行為関連景品類（法第二条第十三項第一号に掲げるものに限る。）の提供

2　法第百九条第一項の政令で定める額は、百万円とする。

第三節　カジノ事業の従業者

第十七条　法第百十六条第二項第二号（法第百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項各号（第十四号から第二十号までを除く。）に掲げる罪とする。

第三章　カジノ施設供用事業

（カジノ施設供用事業の免許等に関する技術的読替え）

第十八条　法第百三十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第三項	第一項各号	第百二十六条第一項各号

第四十二条第一項	、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別	並びにカジノ施設の構造及び設備の概要
第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項	第四十一条第一項（第五号及び第七号から第十号まで	第百二十六条第一項（第一号（第四十一条第一項第五号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）
第四十八条第五項、第六項、第十一項及び第十二項	第一項	第百二十九条第一項
第四十八条第十一項	第七項	同条第五項
第四十九条第一号	第四十三条第二項の更新又は	第百二十七条第二項の更新又は第百二十九条第一項の承認若しくは第百三十条において準用する
	、第四十七条第一項若しくは前条第一項	若しくは第四十七条第一項
第四十九条第二号	第四十一条第一項各号	第百二十六条第一項各号
第四十九条第三号	第四十一条第二項各号	第百二十六条第二項各号
第四十九条第四号	第四十四条第三項	第百二十八条第三項
第五十条第二号	カジノ施設供用事業者がある場合において、第百二十四条	カジノ施設供用事業に係る特定複合観光施設に係るカジノ事業者の第三十九条
第五十一条第一項第二号	第二百四条第三項	第二百六条第三項
第五十二条第二項（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）	第四十一条第一項第十一号	第百二十六条第一項第四号
第五十三条第一項第七号	カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業	カジノ施設供用業務以外の施設供用事業

（認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪）

第十九条　第八条第一項の規定は法第百三十一条において準用する法第六十条第二項第一号ロの政令で定める罪について、第八条第二項の規定は法第百三十一条において準用する法第六十条第二項第二号ロの政令で定める罪について、それぞれ準用する。

（認可主要株主等に関する技術的読替え）

第二十条　法第百三十一条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第二項	認定設置運営事業者が第三十九条	認定施設供用事業者が第百二十四条

（カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約に関する技術的読替え）

第二十一条　法第百三十三条第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条第一項及び第二項第一号	前条第一項	第百三十三条第二項